

C-16

庚戌教諭講話



# 教諭

惟夫法門多岐ナリト雖モ即心ヲ出テス、佛德無邊  
 雖モ竟ニ淨戒ニ歸ス、心地内ニ通スレハ智德自カラ備ハリ  
 外ニ發スレハ忠孝自カラ現ハル、民衆之ニ由テ安ク、國家之ニ  
 テ昌ユ、是レ則チ、佛陀化導ノ本旨ニシテ、利生報恩ノ要義  
 實ニ此ニ存ス、

抑我宗ハ、夙ニ尊皇護國ヲ以テ化儀ノ根礎ト爲シ、濟世利民ヲ  
 以テ教導ノ圭標ト爲ス、是ヲ以テ、眞諦俗諦一如ニ歸シ、王法佛  
 法ニ途アルコト無シ、故ニ、今ヨリ、益衆庶ニ率先シテ、教育勅  
 語ノ教旨ヲ奉體シ、戊申詔書ノ聖訓ヲ遵守シ、以テ國家ノ治業ヲ  
 協翼シ、國運ノ發展ニ奮勵努力スルコトヲ要ス、  
 殊ニ客歲九月、皇上陛下ハ特ニ常濟大師ノ徽號ヲ我太祖ニ追諡



アラセラレ 東宮殿下ハ親シク大本山永平寺ニ臨啓アラセラレタ  
リ、宗門ノ光榮何事カ之ニ加ヘン、苟モ佛祖ノ兒孫タラン者、誰  
カ天恩ノ優渥ナルニ感激シテ、報謝ノ誠ヲ輸サ、ルヘケンヤ、  
我宗ノ道俗、庶幾クハ、速カニ懺悔ノ慈門ニ投シテ正傳ノ戒光ヲ  
中外ニ發揮シ、常ニ利生ノ願輪ニ乗シテ行持ノ正道ヲ身心ニ實踐  
シ、以テ四恩ニ報答シ三有ニ回向センコトヲ期セヨ、若シ能ク是  
ノ如クナラハ、現當二世ノ勝因茲ニ圓カニ、修證一如ノ妙德茲ニ  
全ク、國民ノ本務、佛子ノ願行ニ於テ、亦餘蘊ナキコトヲ得ン、

明治四十三年二月十五日

大本山永平寺貫首 勅特賜性海慈船禪師森田悟由

大本山總持寺貫首 勅特賜大圓玄致禪師石川素童

## 庚戌教諭講話

我が曹洞宗兩大本山貫首猥下は、毎年全國の門末道俗に對して御教諭を發せられ、之  
れと同時に五十名の布教師を派遣して、親しく御教諭の旨趣を披露せしめらるゝ事と  
なつて居る、只今拜讀したるは乃ち本年二月十五日に發せられたる、御教諭の全文で  
ある、苟も本宗の道俗として高祖太祖の慈恩に浴する者は、深く此の御教諭の御旨趣  
を領解して、二六時中之を遵守せねばならぬ、是れ則ち安心立命の標準にして人間道  
徳の基礎も亦之に依りて完全に成り立つのである、此の御教諭文は大段が四段に分  
れて、第一段には本宗の宗義に基づきて佛教の目的を明かし、第二段には本宗化導の  
本領を述べて今後の大方針を示され、第三段には 天皇陛下より我が太祖に對して大  
師號を追諡せられたる事と、皇太子殿下が大本山永平寺に御臨啓あらせられたる事と  
を叙べて報恩の行持を勵まされ、第四段には本宗道俗が必ず實踐躬行すべき本證妙修

の大綱を開示して全篇を結ばれたのである、先づ第一段の第一節に

惟フニ夫レ、法門多岐ナリト雖モ即心ヲ出アズ、佛徳無邊ナリ

ト雖モ竟ニ淨戒ニ歸ス

と仰せられたは、本宗々義の根本を御示し下されたものである、法門とは我本師釋迦牟尼如來が四十九年三百餘會に於て開示せられたる法門でも、衆生の根機千差なるを以て佛の法門も亦た自から萬別ならざるを得ず、恰も良醫の病に應じて藥を與ふるが如くである、多岐の岐はフタマタと訓じて路の分るゝ事である、道の本體は一如なりと雖も之を行なはしむる方法には多くの岐路さだかみちなかるべからず、されば頓悟成佛の法門もあれば漸修成佛の法門もあり、聖道淨土各々其說相を異にし自力他力互に勝劣あるが如くにも見ゆ、然れども其究竟する所は即心を離れたものでは無い、即心とは即心是佛の即心て乃ち吾人の一心の事である、禪門の極則は一心を明らむるに在り、念佛門の根源は信心の二字に歸す、心を離れて法なく、心を離れて道なし、是心是佛、

是心是法である、故に華嚴經には「若し人三世一切の佛を了知せんと欲せば應に法界の性は一切唯心造なりと觀ずべし」と御開示あらせられ、高祖承陽大師は「佛々祖々いまだまぬかれず、保任し來れるは即心是佛のみなり」と仰せられ、太祖常濟大師は「人々悉く是れ道なり事々都て心ならざることなし」と仰せられてある、古歌に「よもすがら佛の道を求むれば我が心にぞ尋ね入りける」とあるも此意を詠じたものである、次に佛徳無邊とは佛の御徳は廣大にして邊際が無い、故に萬徳圓滿と稱し奉る、且らく其徳を大別して三徳とす、乃ち智徳と斷徳と恩徳とである、智徳とは宇宙の眞源天地の大道を覺せられたる智慧の徳、斷徳とは迷執疑網を斷ぜられたる解脱の徳、恩徳とは一切衆生皆是れ吾子なりとして未來際を盡して攝取濟度せらるゝ慈恩の徳である、是の如く無邊の徳を備へ玉ふと雖も、是れ皆な佛祖の正傳ましくたる清淨大戒の功徳の發現である、普通佛教の上では戒定慧の三學と稱して戒を以て三科の一部と爲し、且つ戒を分つて小乘戒大乘戒の二種とし、其二種の中にも許多の戒相を示さ

れてあるが、本宗に正傳する所は三學一如の戒にして梵網經には是を清淨戒と稱してある、大乘小乘一切の戒法は言ふに及ばず、禪定智慧も亦た此戒法に攝せられざるは無い、而して此の戒法の數は十六條に過ぎぬ、則ち三歸戒と三聚淨戒と十重禁戒とである、更に十六條を縮めて見れば止惡と作善と利生との三徳に收まる、止惡とは一切の煩惱惡業を止息するのであるから、之を佛の三徳に對照すれば乃ち斷徳である、作善とは一切の善根功徳を増長するのであるから智徳に當る、利生とは一切の衆生を利益するのであるから、恩徳に當る、前の二は自覺にして後の一は覺他に屬するを以て、此の三徳を完備すれば自覺々他覺行圓滿の佛陀と成ることが出来るのである、故に修證義には「受戒するが如きは三世の諸佛の所證なる阿耨多羅三藐三菩提金剛不壞の佛果を證するなり」と仰せられてある、元來此の三徳は吾々御互が本來具有して居る本心の妙徳にして決して心外の法ては無い、唯だ妄想執着の爲めに蔽はれて此の妙徳を現はすことが出来なんだのじや、ソッて次の第二節の處に於て

心地内ニ通スレハ智徳自カラ備ハリ、戒光外ニ發スレハ忠孝  
自カラ現ハル、

と御示しになつたのである、心地とは一心能く萬物を造作すること、大地の能く物を生ずるが如くであるから心地と云ふのである、佛の神通光明も菩薩の六度萬行も皆な此の心地より生じて無礙自在である、悲しい哉、迷妄の衆生は煩惱惡業の爲めに自ら自在の徳を失なひ、見る物聞く物に惑はされて終に三界六道輪廻の苦患を招いて居る、一たび妄情を解脱すれば心地清淨にして智慧も道徳も自から備はり、之くとして道ならざるは無く事として法に合はざるは無く、所謂心の欲する所に從て矩を踏えざるに至る、是を心地内に通ずと云はれたのじや、抑も人の人たる所以のものは智と徳との二を備ふるに在るのである、教育勅語には「智能を啓發し徳器を成就し」と仰せ下されて、智を啓き徳を成じてこそ人の人たる價值も現はれるのじや、此の智徳が社會的に發達し國家的に向上したのを文明開化とも國運發展とも名くるので、實業も教育も

政治も工藝も盡く智徳の産物である、而して此の智徳が最も完全圓滿になつたのが佛陀である、故に華嚴經には「我れ今普く一切衆生を見るに如來の智慧徳相を具有す、但だ妄想執着を以て而も證得せず」と仰せられてある、さすれば世の教育も政治も全く佛法の一部分を行ふて居るものと云ふことも出来るのである、佛の戒法と云ふも心地の上の功徳にして智徳の妙用に名けたのじや、此の戒法は能く衆生罪業の癡暗を照すを以て戒光と稱す、戒光外に發して萬事萬行の上に輝き渉る時は、一舉一動一進一退自から止惡と作善と利生との三徳を現はし、君に對しては忠と爲り父母に對しては孝と爲り、兄弟の友と爲り夫婦の和と爲り朋友の信と爲り、人類一般に對しては博愛仁慈と爲り、所謂「君子入として自得せざるは無し」と云ふに至るべきじや、中に就て忠と孝とは人道の基礎であるから、今は唯だ忠孝の二道を擧げて其中自から他の善行を攝せられたのである、然れば人道は佛戒に依て始めて全く、佛戒も亦た人道の上に其功徳を現はすべきものである、そも釋迦牟尼如來は御年三十の臘月八日菩提樹下に

坐して無上正覺を成じ玉ひし時、最初に此の戒法を制せられて、「父母と師僧と三寶とに孝順せよ」とのたまひ、「孝順は至道の法なり孝を名けて戒と爲す」と仰せられたのじや、乃ち戒孝一體の法門である、且つ王法經には「王は父母の如くにして愛念差ふと無し國人は子の如くにして忠孝並び懐く」ともあれば、忠孝も亦た一體と謂ふべきである、是の如く、内本心を明らかにして智慧と道徳とを併び進め外戒光を發揮して人道全く行なはるゝ時は、真正なる國利民福は招かずして自から來るものじや、故に次の第三節には

### 民衆之ニ由テ安ク、國家之ニ由テ昌ユ

と仰せられたのである、國民の安寧幸福と國家の隆昌發達とは吾々御互の最大希望である、而して幸福の源泉、發達の基礎は、國民の智徳を進め人道を完全に履踐するに在るのである、畏れ多くも我 天皇陛下に於かせられては、教育勅語に於て「我カ臣民克ク忠ニ克ク孝ニ億兆心ヲ一ニシテ世々厥ノ美ヲ濟セルハ此レ我カ國體ノ精華ニシテ

教育ノ淵源亦實ニ此ニ存ス」と仰せ下され、戊申詔書に於ては「願ミルニ日進ノ大勢ニ伴ヒ文明ノ惠澤ヲ共ニセムトスル固ヨリ内國運ノ發展ニ須ツ」と仰せられ、更に國民の實行すべき標準を諄々と御諭しの上、「抑々我カ神聖ナル祖宗ノ遺訓ト我カ光輝アル國史ノ成跡トハ炳トシテ日星ノ如シ寔ニ克ク恪守シ淬勵ノ誠ヲ輸サハ國運發展ノ本近ク斯ニ在リ」と御示し下されてある、して見れば忠孝の二道を以て道德の主腦と爲し、上下心を一にして業に服し産を治め以て人道を修め勵むのが、人生幸福の源泉、國運發展の根本である、大學に「古の明德を天下に明らかにせんと欲する者は先づ其國を治む、其國を治めんと欲する者は先づ其家を齊ふ、其家を齊へんと欲する者は先づ其身を修む、其身を修めんと欲する者は先づ其心を正す、云云」とあるも皆な此の根本を示したものである、我佛の教を敷き化を開き玉ふも亦た一切衆生を誘引して齊しく此の根本を培養せしめ、人をして盡く聖賢たらしめ國をして全く淨土たらしめんが爲めの御化導である、故に次の第四節に於て

是レ則チ、佛祖化導ノ本旨ニシテ、利生報恩ノ要義、亦實ニ此ニ存ス、

と御諭しなされたのである、千佛萬祖は幾多の艱難をも艱難とせず、廣大の悲願を發し無量の方便を垂れ、専ら教化誘導を維れ事とし玉へる所の御本懷も、只だ衆生をして即心に具有する智徳を開發して佛戒の光明を輝かし、以て衆生の幸福を進め國土の隆昌を致し、其の功徳を廻らして盡十方界を利益し盡未來際を安樂ならしむるの外は無いのじや、又利生報恩とは衆生を利益し四恩に報答すると云ふので、乃ち佛弟子たる者の誓願と行持とである、佛法は何の爲めに信ずるかと云へば自己の佛心を明らかに本具の戒徳を現はす爲めである、佛法は何を目的として行ふかと云へば衆生を利益し四恩に報答するが爲めである、其の利生報恩の重要なる意義とても別に變つた事では無い、唯々智徳を進め忠孝を勵み國利民福を營む中に存する事を忘れてはならぬ、されば佛教の我國に傳はりてより一千四百年、其の間高僧碩徳が國を興し民を利する事

に力を盡されし事は擧げて數へ難い程じや、推古天皇の御時聖德太子は憲法十七條を制せられ、其第二條には「篤く三寶を敬ふべし、三寶とは佛法僧なり、則ち四生の終歸萬國の極宗何れの世何れの人か是の法を貴ばざる、人尤惡鮮なし能く教ゆれば之れに従ふ、其れ三寶に歸せずんば何を以て枉れるを直うせん」とありて、全く佛教を以て國教と定められ、其の目的は國民道德の龜鑑と爲すに在りし事は明らかである、此の時代に百濟より來りし觀勒法師は曆術、美術、地理、天文等の學を傳へ、高麗より來りし曇徴法師は繪畫、彩色、紙、墨、彫刻等の工作技術を傳へ、是より朝廷に佛畫師を置かれ且つ此の時に建築術彫刻術も起つたとある、其の後行基道昭等の高僧は道路を開き橋梁を架し港を築き水利を通じ、田制を畫し海路を測る等、政治上の事業を助けたる功勞は實に偉大である、傳教大師弘法大師等の國家及社會に貢獻せられたる勳績の如きは言ふ迄も無い事である、此等は總て佛教の精神より出てたる濟世の行持である、殊に我國は神國であるが神の御心とても決して別な物では無い、後醍醐天皇が

「皆人の心も磨け千早振神の鏡の曇るときなく」と御詠じ遊ばされた通り本心の鏡曇りなき處に神の御心は通するのである神の御裔なる御歴代の天皇も御心は正しく大慈悲心の光明じや、伏見天皇が「神や知る世の爲めとてを身を思ふ身の爲めにとて世をば祈らず」と御詠じ遊ばされ、光嚴天皇の「照り曇り寒き暑さも時として民に心の休む間もなし」と御詠じあらせられたるが如き、拜し奉るだに感涙の滴るを覺えぬ程じや、是に於てか神心佛心の一如なる事を知るべきである、然れば我宗に於ける教化の成跡はどうかと云ふに、高祖太祖は取分け護國安民に意を注ぎ玉ひ、専ら眞俗不二の宗乘を宣揚せられてある、故に第二段に於ては別して本宗化導の本領を示され、初めの一節に於ては其由來する所を述べて

抑く、我宗ハ、夙ニ尊　皇護國ヲ以テ化儀ノ基礎ト爲シ、濟世利  
民ヲ以テ教導ノ丰標ト爲ス、

と仰せられたのである、抑く我宗門に於ては開宗の當時より皇室を尊奉し國家を擁護

するを以て、教化の儀式の根本基礎と爲し、世間を濟ひ人民を安んずるを以て布教化導の丰標即ちメジルシとせられしことは、歴史の證明する所である、高祖承陽大師は村上天皇九世の後胤に渡らせられて、後鳥羽、土御門、順徳、仲恭の四帝とは深き御戚縁を有せられたじや、殊に彼の承久の亂の如きは京都に御修行中の事なれば、面り上下顛倒天地反覆とも謂つべき淺ましあさまの様さまを御覽なされ、斯くては皇室の安危も心許なく人民の塗炭亦た之を救ふに由なし、此の上は佛の正法力を以てこれを濟度せんものとの志を深うし、遂に萬里の波濤を超えて遠く宋國に入り、法を天童如淨禪師に稟けて釋尊五十一代の祖位を繼承せらるゝに至つたのである、故に御歸朝の後一寺を山城の宇治に創立せし時寺號を興聖寺と名けられた、是れ全く皇家の聖運を興隆し奉らんとこの御思召より出でたるものである、後越前の志比谷に今の大本山を創立して永平寺と稱せられたは、國家を永遠に治平ならしめんとの御本懷より出でたるものである、殊に高祖以來の儀規として本宗寺院の佛殿の正面には必ず 今上皇帝陛下の尊儀

を奉安し、毎朝寶祚長久の祈願を爲し、毎月一日十五日の早晨には祝聖と稱する特殊の法要を勤めて聖壽萬歳を祈り奉る事となつて居る、又太祖常濟大師は定賢律師の懇請に依り最後に今の大本山總持寺を開き玉ひ、其年 後醍醐天皇の勅問十條に奏對せられたるに深く聖意に愜ひ、特に勅額を賜はり且つ繪旨を下して「日本曹洞の本山賜紫出世の道場」と爲さしめられたじや、ソコで太祖は總持寺を鎮護國家の道場と爲し、且つ正月三朝の佳節に於ける祝聖修正の儀を定めて聖壽の萬歳を祝延し、此の儀を以て天下叢林の一大事なるぞと仰せられてある、此の外高祖太祖の皇室及國家に對する關係の甚深なることは到底此所に述べ盡す事は出来ぬ、是の如きは皆な盡く宗乘の活三昧より出でたる建化門頭の妙用である、故に次の一節に移りて、

是ヲ以テ、眞諦俗諦一如ニ歸シ、王法佛法二途アルコト無シ

と御諭しになつたのである、眞諦とは一性本實の理を彰はすと釋して、眞如實際の法門に名けたのである、乃ち一切の對待を離れたる平等一如の本體であるから、取りも

直さず佛の境界を指したるものじや、本宗に於て坐禪三昧に入りし時の如きは、善惡を思はず是非を管せず、佛と我と一體にして寸毫の差別ある事なし、是れ則ち眞諦である、又信仰の上から云ふても一心に佛法僧の三寶に歸命して、眞實感應道交したる時は古歌に「唱ふれば佛も我れも無かりけり南無阿彌陀佛南無阿彌陀佛」とあるが如く、唯だ信仰の一念のみありて遂には我れと云ふ觀念すら無くなるものである、是れも亦た眞諦門と云ふことが出来るのである、次に俗諦とは一性緣起の事を顯はすと釋して、萬法差別の法門に名けたのである、乃ち因緣に依りて種々の差別を生じたる世間の事相にして、取りも直さず人生の法である、故に佛事門中一法を捨てず、臣に勸むるに忠を以てし子に勸むるに孝を以てし、國に勸むるに治を以てし家に勸むるに和を以てし善を弘めて天堂の樂を示し、惡を懲して地獄の苦を顯はす所の道である、諦は眞理と云ふ程の意味の文字じや、眞諦は理體に名け俗諦は事相に名けたのであるから、事理異なりと雖も何れも眞理である、言ひ換れば眞諦は出世間の法にして俗諦は世間の

法である、前にも述べたる通り、三界の諸法は唯心の所造であるから、佛の境界より見をなせば、草木國土も悉皆成佛の相を現はし牆壁瓦礫も亦た各々佛事を爲して居るのである、邪見の衆生より見る時は、山河大地も盡く罪惡の結晶體にして、眼に對する色、耳に對する聲、鼻に對する香、舌に對する味、一として煩惱の種子ならざるは無い、仁者は之を見て之を仁と謂ひ、智者は之を見て之を智と謂ふ、されば即心是佛の大安心に住する時は、忠孝仁義の道も護國利民の行も、盡く是れ佛心の妙用にして佛戒の妙徳であるに依て、俗諦其儘眞諦にして世間出世間共に一如である、故に華嚴經には「佛法は世間の法に異ならず世間の法は佛法に異ならず、佛法世間法雜亂あること無く亦た差別なし」と仰せられ、法華經には「治生產業皆な正法と相違背せず」とも御示し下されてあるのじや、次に王法とは君王が國を治め民を安んじ玉ふの法である、佛法とは佛祖が人を導びき世を濟ふの法である、眞俗既に一如なりとせば王法と佛法とに二途のあらう筈が無い、佛法の安心起行がやがて國運發展の基礎と爲り、

王法の國家經綸がやがて佛土莊嚴の因縁となるのである、故に高祖大師は「國家に眞實の佛法弘通すれば諸佛諸天ひまなく衛護するが故に王化太平なり、王化太平なれば佛法その力を得るものなり」と仰せられ、太祖大師は「汝諸人悉く皆國土に孕まる、一天下國土上悉く是れ國王の水土に非ずといふことなし、然れば家に在れば親に仕へ國に侍れば君に事ふまつる、是の如くなる時天地加護ありて自ら陰陽の惠を受く」と御示し下されてある、さすれば高祖太祖の兒孫たる吾々御互は、常に眞俗一如の正法に隨順して、佛戒光明の威徳を現はす事に努めねばならぬ、ソコで夫の一節に於ては、特に本宗教化の大方針を示して

故ニ今ヨリ益衆庶ニ率先シテ、教育勅語ノ教旨ヲ奉體シ、戊申詔書ノ聖訓ヲ遵守シ、以テ國家ノ治業ヲ協翼シ、國運ノ發展ニ奮勵努力スルコトヲ要ス、

と仰せられたのである、本宗は開宗の當初より尊皇護國濟世利民を以て化導の標準と

爲して居るのであるから、今後執るべき方針は、一面眞諦門に於て佛教の大精神を發揮すると同時に、一面教化門に於ては益々衆庶即ち國民一般に率先して、常に教育勅語の御旨意を體し奉りて暫くも忘るゝ事なく、又長へに戊申詔書の御教訓に遵かひ參らせて嚴重に之を守り奉り、以て 至尊陛下が政を布き民を治め給ふの御事業を協翼し、我國運の彌が上にも發達して、歐米列強に後れを取らぬやうにするは勿論、終には世界萬國の中の華とも爲り模範とも爲るやうな、貴とく麗はしき御國たらん事に奮勵し努力すること、最も肝要の務めなるぞとの御諭してある、教旨の教の字はアキラカ、サトシ等と訓じ神教杯と熟字して、物事の理に通ずる事鬼神の如しと云ふ意で、天皇陛下の大御心を教旨と申し上げるのである、聖訓の聖の字も智徳の最も勝れたるを云ふのであるから、陛下の御教訓をば聖訓と申すのである、協翼と云ふは一つ心になつて御手傳ひを申し上ぐることじや、そも明治昭代の御世となりてより、國家は益々革新の實蹟を現はし、歐米の文物は璨然として我國を莊嚴し、人情風俗は言ふに及ばず

國家細大の經營も盡く一大變化を來たしたのである、一得一失は數の免がれざる所、是れが爲めに異宗異教紛々として世に行はれ人心動もすれば其の歸嚮する所に惑ひ、人に依りて教育の方針を殊にし道德の中心も亦た自から動搖を免れぬやうになつたのである、是に於て我 天皇陛下は明治二十三年十月三十日を以て特に教育に關する勅語を發せられ、皇祖皇宗の遺訓に則とり給ひて明かに國體の精華教育の淵源を御教へ遊ばされ、國民道德の標準を孝行、友愛、和順、信義、乃至、義勇奉公の十五點に分ちて、千古不磨の典型を御示し下されたのじや、其の後我國の文化は益々進歩を致し、殊に日露の戦役に於て古今東西に比類なき武勇と實力とを示し、世界列國の耳目を聳動せしめたが、勝て兜の緒の緩み易く、動もすれば奢侈に流れ荒怠に陥り、國民の精神道德は一層溷濁の状態を呈するやうになつたのである、そこで畏れ多くも 陛下に於かせられては明治四十一年十月十三日特に詔書を發せられ、明らかに國家の大方針と國民の覺悟すべき要點とを御示し下されたのが則ち戊申の御詔書である、然れば

此の御勅語と御詔書とは吾々御互が齊しく遵守し奉るべき大法にして、我國の二大經典とも稱し奉るべきものである而して其の御聖訓は極めて明白にして、苟も至誠眞實の志だにあらば如何なる者も必ず遵守し奉る事が出来るのである、先づ御勅語の上成就て見るも、親には孝行をせよ、兄弟には友情を盡せよ、夫婦は和合せよ、朋友には信義を盡せ、己れを持つ事は恭儉なれ、衆に對しては博愛なれ、學問をせよ職業を覺えよ、智識を得よ道德を修めよ、公益と世務とに盡せよ國憲國法を重んぜよ、御國の一大事と云ふ場合には命を捨て奉公せよと云ふ事の御示してある、又御詔書の方にして其の實行標準を御示し下されたる御文を拜するに、上下心を一にせよ、本氣になつて業務をせよ、勉強と儉約とを守れ、信義を失ふな、風俗人情を厚くせよ、何事も着實を旨とせよ、悪い習慣は互に誠め合ふて、一根機克く働けよ、是れが祖宗の御遺訓にして取りも直さず國運發展の本なるぞとの御仰せ聞けてある、此の二大經典の御教へは要するに本宗所傳の戒法實踐方法を御示し下されたも同様である、して見れば

御詔勅の御教へを奉體するのが、やがて佛祖の御化導に隨ひ奉るのである、王法佛法圓融一如の宗風は是に至りて完全に實現する事が出来るのである、更に第三段に至りては我宗と皇室との御因縁の益々深厚なる事を一層適切に示されて、其の初めの一節に於て

殊ニ客歲九月、皇上陛下ハ特ニ常濟大師ノ徽號ヲ我太祖ニ追諡アラセラレ、東宮殿下ハ親シク大本山永平寺ニ臨啓アラセラレタリ、宗門ノ光榮何事カ之ニ加ヘン、

と御述べになつたのである、明治四十二年は本宗に取りては最も喜ばしく又永久に紀念すべき二大慶事があつたのである、其一は九月八日と云ふに忝なくも天皇陛下より我太祖に常濟大師と稱する大師號を御追諡あらせられたる事である、今一は同じ月の二十日に皇太子殿下北陸行啓の因み特に我大本山永平寺に御臨啓あらせられたる事である、前にも申し述べた通り高祖太祖は共に尊皇護國の御志さし他に踰えさせら

れ、殊に皇室の御歸依も極めて深く、高祖大師の御在世中には後嵯峨上皇三たび勅使を遣はして紫衣及佛法禪師の徽號を賜ひ、御入滅後六百二年に至り孝明天皇より特に佛性傳東國師の諡號を賜ひ、明治十二年十一月今上天皇陛下より更に承陽大師と御追諡あらせられたのである、太祖大師の御在世中には忝くも後醍醐天皇は菩薩戒を受けさせられ、御入滅後三十年を経て後村上天皇は佛慈禪師の諡號を賜ひ、後桃園天皇に至り更に弘徳圓明國師の徽號を追贈せられたるも、未だ大師號の御諡を賜はるに及ばなんだが、昨年に至りて端なくも今上天皇陛下より特旨を以て大師號を御追諡あらせられたるは、實に宗門無上の慶幸にして吾々兒孫の歡天喜地に堪へざる所である、殊に常に濟ふと云ふ常濟の二字を拜し奉るに及びて、大師の法身更に一段の光輝を放ちて面たり我等を御照し下さるゝが如く思はれて、一層聖德偉大なるを感謝し奉るのである、大本山總持寺貫首猊下は諡號御宣下の御勅書を拜受せられ九月十一日に東京を發し沿道に於ける道俗の盛大なる迎送を受けられつゝ、能州大本山の祖廟に

奉送して大師に供せられ、更に翌月六日より八日に至る三晝二夜を期し、大本山總持寺御山假殿に於て莊重盛大なる謚號慶讚會を修行せられ、且つ御法會の中日午時の大法要は大本山永平寺貫首猊下が親ら上山して修行せられたのである、是れ實に宗門未曾有の盛儀である、又大本山永平寺は越前の比志谷に在りて所謂山深く谷幽かに白雲常に仙境を鎖し碧溪長へに塵寰を隔つの靈地なれば、都會を距ること近からず道路も亦不便なるを以て、開創以來、皇室の御歸崇深きにも拘はらず、未だ會て皇族の御臺臨等は無かつたのである、然るに昨年九月、皇太子殿下が北陸に御行啓あらせられたる因みに特に永平寺へ御臨啓遊ばさるゝ事となり、二十日午前十時半と云ふに東宮大夫村木男爵東宮侍從長一條公爵を始め供奉員三十二人、其他縣知事村氏並に舊福井藩主松平侯爵杉子爵堤男爵等數十名を従がへて御着あらせられた、是より先き永平寺にては御座所の新造、諸堂の修繕等を始め出來得る限り御奉迎の準備を爲し、當日は貫首猊下を始め大本山總持寺貫首猊下御代理及本山諸役員末派總代等一同整列して、謹

て鶴駕を奉迎致されました、殿下は御機嫌殊に麗はしく御座所に於て御休憩、謁を貫首猊下に賜ひ、又別殿にて御中餐を召され、それより貫首猊下の御先導にて歷朝天皇の御宸筆及高祖大師の御眞筆等を一々御台覽あらせられ、法堂にては正面寶蓋の下まで御進みになり壇上に奉安せる、歷朝天皇の御尊儀並に本尊に對して脱帽御敬禮あり、それより承陽殿に成らせられ次に佛殿に入らせられては本尊及今上天皇陛下聖壽無疆の尊牌に脱帽御敬禮あり、僧堂にては聖僧龕を御一匝遊ばされて大衆一同面壁坐禪の姿を御熟覽あらせられ、尋て山門經藏等を御巡覽の後、最と御満足の御様子にて貫首猊下外一同の敬禮に對せられても慇懃に御會釋あらせられて御還啓遊ばされたは、實に是れ幸の中の幸、喜びの中の喜びにして千載一遇の慶事と申すべきである、斯く同年同月而も僅々二週間以内にて於て、大師號の御宣下と云ひ、皇太子殿下の御臨啓と云ひ、何れも未曾有の大慶事に遭遇し奉ると云ふは、宗門無上の光榮にして、高祖太祖の御鴻徳は之に由て益々輝きを増し、尊皇護國の御本懷は之を萬世に傳へて盡さざる事

を證明して餘りありと申すべきじや、故に次に至りて

苟モ佛祖ノ兒孫タラン者、誰カ 天恩ノ優渥ナルニ感激シテ、  
報謝ノ誠ヲ輸サ、ルヘケンヤ、

と云はれたのである、さなきだに 皇室を尊奉し國家を擁護するは宗門化導の一大事である、況んや皇室の知遇を辱うする事既に是の如しとせば、苟も佛祖の兒孫たる吾々御互は誰か 皇室の御恩の最も優かに最も渥き事に感激すると同時に、愈々益々其の御恩を報謝し奉る事に誠意を盡さず居られうごとの御奨勵の御諭しじや、天恩とは 皇室の御恩のこと、感激とは深く意を動かすこと、輸すは盡すの意である、斯く申せばとて唯だ徒らに榮譽を喜ぶ事と思ふては大變な間違ひである、高祖大師太祖大師一代の御行持は高く名利の外に立ち超然として眞箇の佛法を護持せられたのである、名利の念、吾我の心は最も嚴重に之を御誠めなされて居る、故に吾々御互も亦た浮世の名利に束縛せられず、専ら眞實心を以て法を求め道を守らねばならぬ、然るに

今や 皇室の知遇を喜び天恩の優渥なるに感激する所以のものは、高祖太祖が 皇室と國家とを尊重し給ひし御化導の御本懐と、皇室の御思召とが自然に感應道交して、益々兩祖の本誓を實現するの機運に逢着したからである、されど吾々御互は相俱に此の機運に乗じて、愈々無礙の淨信精進を生長して佛祖正傳の大法に依順し、以て生々世々の大功德を成就する事が肝要である、故に第四段に於ては特に信心修行の標準と其の功德とを開示せられ、先づ初めの御文に於て

我宗ノ道俗、庶幾クハ、速カニ懺悔ノ慈門ニ投シテ正傳ノ戒光ヲ  
中外ニ發揮シ、常ニ利生ノ願輪ニ乗シテ行持ノ正道ヲ身心ニ實  
踐シ、以テ四恩ニ報答シニ有ニ回向セムコトヲ期セヨ、

と仰せ下されたのじや、此の一節は僅々八十字に足らざる御文章なれども、本宗安心の龜鑑たる修證義の綱要を述べ盡されたのである、最初に本宗の道俗と御呼出しなされ、庶幾くはより以下は吾々御互が必ず當さに實踐躬行すべき信條を示されて、此の

信條は是非とも守つて呉れよ行なつて呉れよとの御懇囑より「庶幾くは」と仰せになつたのである、道とは出家入道の人を指し、俗は在家の檀徒信徒を指されたのじや、よしや出家在家の別ありとも信條の大本に變りは無い、こゝを能々領解して置かねばならぬ、元來我宗では普通に嗣法相傳と戒法相續との二門がある、嗣法相傳は坐禪三昧に依りて佛祖の心印に證契し本師の室中に於て佛祖の正法を嗣續するのであるから専ら出家に屬するとは申す迄も無い、戒法相傳は佛祖直授の戒法を相續するので之を傳戒と受戒との二種に分つ、傳戒は戒法及び室内の秘軌を傳ふるのであるから出家に限るが、受戒は單に戒法を授受するを以て出家在家に通ずる、されば修證義の上では受戒入位とありて受戒が本位である、乃ち佛の戒法を受けて佛の位に入ると云ふのであるから、在家の安心は専ら戒法相續に在ることは動かすべからざる大經である、併し是れは表面上の説であつて、佛法の相續者たる専門僧侶と所化分上の人とを區別する必然的の法則にして、其根源たる第一義門に至りては禪と戒とは畢竟じて一如である、況

や傳戒と受戒との別こそあれ戒そのものに至つては無二無別である、自己の心地を開明して本分に安住するのが禪で、其の心地が萬境に應じて徳相を現はすのが戒である、禪は佛戒の本體にして戒は禪心の妙用じや、本宗の宗義を知らんと欲する者は先づ以て此の道理を心得て誤解の無いやうに致さねばならぬ、速かに懺悔の慈門に投じてと云ふよりは、正しく修證義の四大原則を示されたのじや、四大原則とは懺悔滅罪、受戒入位、發願利生、行持報恩の四箇の信條である、第一の懺悔滅罪と云ふは、深く因果の理法を明らめ我身を顧みて煩惱の最と深く罪障の最と重き事を自覺し、中心に之を悔悟して佛の御前に御詫を致し、大慈大悲の御救ひを願ひ參らするの法門である、此の法門こそ佛祖廣大の慈門にして如何に罪障深重の者と雖も、至心懺悔の一念に於て根本的に其の心身を清潔にする事が出来るに依て自然に佛の御救ひに與かるのである、儒書にも「心一たび悔ゆれば愆を消すこと氷雪の如し」とあり、左傳にも「人誰か過ち無からん過つて能く改むれば善これより大なるは無し」とある、顏淵は

過ちを貳びせざることを力め子路は過ちを聞くを力む、是れ皆な懺悔の一端にして道に入り徳に進むの門戸である、扱て吾々御互が眞實懺悔の慈門に投じたならば、佛祖正傳の御戒法を受け奉らねばならぬ、御戒法の事は第一段の處に於てザツと説て置いたに依て、こゝでは説明を略する積りであるが、唯だ一口言ふて置きたいのは、本宗所傳の御戒法は總體で十六ヶ條あるが、約めて云へば信仰と誓願と實行との三科に歸す、信仰とは深く佛法僧の三寶に歸依することと乃ち三歸戒である、誓願とは誓て惡を止め誓て善を作し誓て一切衆生を利益せんとの願心を立つることと乃ち三聚淨戒である、實行とは他の生命を害すまじ他の財物を盗むまじ不義の姪行を爲すまじ妄語は言ふまじと云ふやうに、十重禁戒に基きて佛教道德を實踐することである、此の戒法に依りて人道も現はれ天理も明らかになり従て暗黒なる浮世の迷を照す所から戒光と稱したのじや、梵網經に「衆生佛戒を受くれば即ち諸佛の位に入る」とあるが如く、此の戒法を受け奉れば即座に佛祖の御仲間入りが出来来る、されば吾々御互は此の正傳

の戒光をば單に自身一己の爲めでは無く、之を中外に發揮すと云ふて、家庭の中にも社會の上にも乃至海外の人類に對して迄も、普く此の戒法の功德を現はして行くやうにすること佛心の妙用である、此の佛心の妙用を實現せんには、常に利生の願輪に乗じて行持の正道を身心に實踐する事が肝要じや、利生の願輪に乗ずるとは第三の發願利生である、願輪とは衆生利益の誓願を車輪に喩へたのじや、車の輪の自在に廻轉して四方八面に往來するが如く、佛菩薩は大誓願の車輪に乗じて三界六道に遊戯し、身を千百億に分ち法を八萬四千に開きて一切の衆生を化導利益せらるゝのである、吾々御互も佛の戒法を相續して三世諸佛の御仲間入りを爲したる以上は、佛の御心を以て我心と爲し佛の御誓願を以て我志と爲し、今より後の務めは只々衆生利益の一點に注がねばならぬ、さればとて自利を棄てよと云ふ事では無い、修證義にも「愚人謂はくは利佗を先とせば自らが利省かれぬべしと、爾には非ざるなり利行は一法なり普ねく自佗を利するなり」とある通り、衆生利益と云へる大慈悲心を發して萬事萬行を營む時

は、自身の智徳も自から發達し神聖なる幸福は求めずして其身に備はるものである、次に行持の正道とあるは第四の行持報恩である、行持と云ふは佛の道を行ふことじや、佛の道を行ふと云ふても別に變つた事をするのでは無い、第二段の處で御示し下された通り、教育勅語の教旨を奉體し戊申詔書の聖訓を遵守し以て國家の治業を協翼し國運の發展に奮勵努力するのが、取りも直さず佛の道を行ふのである、此の行持こそ眞箇報恩の正道と申すものじや、凡そ吾々御互は必ず四種の恩力に依りて此の身の幸福を全うして居るのである、四種の恩力とは、第一には 天皇陛下の御恩徳、第二には父母の大恩、第三には衆生の恩と云ふて妻子兄弟朋友は言ふに及ばず、社會同胞の恩恵を始め世界の人類全體も亦た或る意味に於ける我等の大恩人である、戊申の御詔書に「東西相倚り彼此相濟シ以テ其ノ福利ヲ共ニス」と仰せ遊ばされたは、正しく衆生恩を示されたものである、第四には三寶の恩乃ち佛祖の御恩である、我宗では一佛兩祖を以て御本尊として居る、乃ち釋迦牟尼如來と高祖太祖の兩大師である、此一

佛兩祖こそ三世十方の諸佛諸菩薩、三國傳戒の祖師方の總名代、換言すれば本地本佛の意味を以て恭敬禮拜し奉るのである 吾々は此の佛祖の大恩に依りて佛祖の大戒を相傳し生々世々を盡して佛祖の愛子と爲り、即心に於て忝くも佛果菩提の大功德を獲得する事が出来たのである、修證義には信仰の立場より主として三寶の御恩を御説き下されてあるが、其の實は四恩並べ報するのが本宗の教則じや、此の四恩に報ずるの正道は、身にも心にも眞誠の道を實踐するに在るのじや、身に行ふは即ち佛行、心に行ふは即ち佛心である、而して前の發願利生も次の行持報恩もツマリ佛戒の上の誓願門と實行門との功德であつて、畢竟一戒光明の作用である、苟も本宗の道俗たる者は此の利生と行持との二大原則に基いて益々戒光を顯現し、以て四種の大恩を報謝し奉り、併せて三界六道の衆生を濟度せんことを期せよとの御諭しじや、三有とは凡夫の世界をば欲界色界無色界の三界に分ち、此の三界の衆生は皆な迷界の因果を有して居るから三有と云ふたものじや、回向とは此の功德を回らして彼れに向けるの意であ

る、是れにも三種の回向等の義があれども今は其の説明を略して置く、要するに本宗の四大原則と稱する四箇の信條をだに具足すれば、其位に素して憂へず事に當りて感はず難に處するも懼れず、國家に對しては忠良の民と爲り社會同胞に對しては徳行の君子と爲り佛祖に對しては篤信の菩薩と爲る、故に最後の一節に於ては

若シ能ク是ノ如クナラハ、現當二世ノ勝因茲ニ圓カニ、修證一如ノ妙徳茲ニ全ク、國民ノ本務、佛子ノ願行ニ於テ、亦餘蘊ナキコトヲ得ン、

と仰せられて、御教諭の全篇を總結せられたのである、若し能く是の如く前の四箇の信條を實行するならば、現當二世と云ふて現在の此世は勿論、當來の世までも一貫して、最も勝れたる菩提の因種たねが茲に圓かに備はり、修證一如と云へる靈妙なる功德も茲に全く成就するのである、元來佛教の效果は今世安穩後生善處と申して、此の世も平和安穩に後生も幸福快樂ならしむるに在るのじや、現在は過去の結果なると同時に

來世の原因であるからして、今日一日の信心修行が、やがて未來永劫の功德となるのである、それを佛教は唯だ現在一世に有益なる道德的宗教とのみ思ふたり、又未來にのみ有效なる往生淨土の教へとばかり思ふのは、俱に佛教の一端を知りて未だ其の全局に通ぜぬものと言はねばならぬ、現在と未來とを併せ救ふのが實に佛教の目的である、又修證と云ふは、身に道を行ふを修と云ひ、心に道を悟るを證と云ふ、悟るとは本來清淨なる心の本徳の現はれた事を云ふものじや、佛の戒法を受け奉る時本具の戒徳現前し、此の身此の儘佛の御心と一體になつたのが即ち悟りである、此の悟りが萬事萬物の上に作用を起して利生報恩の行持となつたのが修である、然れば修と云ふも證と云ふも皆な本具の戒徳に名けたもので畢竟二つ物があるのでは無い、故に本宗では本證妙修と云ふて修證一如と談ずるのじや、吾々が懺悔の一念に罪障の根本を消滅し受戒の端的に本心の徳光を發現し、更に利生の大願を運用して報恩の行持を營む時は、此の身も此の心もソツクリ修證の妙徳となるのである、悲しい哉、迷界の凡夫は

容易に此の懺悔心を起す事か難い、煩惱の蚊は追へども去らず菩提の螢は招けども來らず、偶々真心の發する事あるも見聞覺知の爲めに惑はされて、またもや三毒の暗に蔽はれたがつてならぬ、陛下の御製に「時はかる器の針のともすれば、くるひがちなる世にこそありけれ」と御詠じ遊されてあると承はりしが、實にくるひ勝ちなるは吾々の心である、ソコを能々慚愧して佛の慈光を拜し神の御心をかしくみなば、御製に「目に見えぬ神の心にかよふこそ人の心のまことなりけれ」と御示し給ひし如く、常に誠の心を保ち自然に其の睹ざる所を戒慎し其の間かざる所を恐懼して、其の獨を慎しむやうになるのじや、此の時始めて生れつきの本心が現はれて「思ふこと思ふがまゝにいいいづる、おさな心やまことなるらん」と仰せられし御製の心にも契ふのである、此の真心こそ戒法の根源にして自づと十六條の戒徳が吾々の信心中に輝き涉るやうになるものである、日月天に輝けば萬物自から其の光りを蒙むるの道理で、戒光一たび發すれば衆生利益の大願内に發り、四恩報謝の行持外に現はれ、出ては則ち忠、

入ては則ち孝、進んでは公益を廣め世務を開き、退ては勤儉を行ない信義を守るやうになる、かくしてこそ佛教八萬の法門も自づと我心の上の開け、佛祖無量の功德も自づと我身の上に通ずるに依て、修證義には「我等が行持に依りて諸佛の行持現成し諸佛の大道通達するなり」と御示しなされたので、是れを眞諦俗諦一如の行持である、吾々にして能く此の行持を全うする事を得ば、國民としての本分の義務も、佛祖の子孫としての發願も行持も盡く此の中に存して、亦餘蘊なきことを得んで、餘す所も無く蘊み藏す所も無く、世間出世間の功德は残らず我身の上に備はるぞよとの仰せ聞けである、元來佛法は宇宙の實相を開示せられたのであるから、決して之を遠きに求むべきものではない、孔夫子すら猶ほ「道人に遠からず人の道を爲す而も人に遠きは以て道と爲すべからず」と云はれてある、故に吾々が手の舞ひ足の踏む所盡く佛法ならざるは無いぢや、昔し支那の靈泉の歸仁禪師の所に一俗人が來りて「俗人還りて佛法を會することを許すや否や」と問ひし時、禪師は「那箇の臺にか月なからん誰が家の

樹か春ならざらん」と答へられたとある、然らば佛法の上には世間だの出世間だのと云ふ區別のあらう筈は無い、又眞箇の道は古今に通じて謬らず東西に施して悖らざるものであるから、道の上には顯界だの冥界だの生だの死だのと云ふ隔てのあらう筈も無い、故に一たび佛法の何物たるを明らめなば、即座に生死を透脱して天地と我と一枚の境界となり、「峰の色溪の響さもみな、がら釋迦牟尼佛の聲と姿と」て、溪聲山色も盡く佛法の現成、「春は花夏ほととぎす秋は月、冬雪さえてすゞしかりけり」四時の循環も佛戒の光明となるのである、佛祖は之を悟り給ふが故に長く解脱の妙樂を受け、凡夫は之に迷ふが故に常に生死の繫縛に苦しむのじや、唐の白樂天が杭州に牧たりし時、一日鳥窠の道林禪師を訪ひ、師の老松の上に座するを見て、「師の住所何ぞ甚だ危険なるや」と問ふた、すると師は「太守の危険尤も甚し」と答へられた、白樂天は「弟子江山に鎮たり何の險か之れあらん」と言ひければ、師は「薪火相交はり識性停らず險ならざるを得んや」と云ふて誡められた、ソコで白樂天は語を更めて「如何

なるか是れ佛法の大意」と問はれた時、師は「諸の惡は作す莫れ衆の善は奉行せよ」と答へられければ、白樂天は「三歳の孩兒も亦た恁麼に道ふことを解す」と詰つた、すると師は「三歳の孩兒も能く言ふと雖も八十の老翁も之を行ふことを得ず」と答へられたので、流石の白樂天も服膺して、それより佛教の大信者になつたとある、されば正法には思議も不思議も無い、唯だ自己本然の性徳を發揮して運用自在なる所に、廣大無邊の功徳が存するのである、故に高祖大師は「諸佛の道現成是れ佛教なり」とも「常住を談ずる門には萬法みな常住なり身と心とをわくことなし、寂滅を談ずる門には諸法みな寂滅なり性と相とをわくことなし」とも仰せられ、太祖大師は「生死を以て心頭に掛くること勿れ見聞を以て自ら隔つること勿れ、設ひ見聞となり聲色となるとも自己の光明藏なり、眼根より光明を放て色相莊嚴を作し來り、耳根より光明を放て音聲の佛事を聞き得たり、手裏に光明を放て自を轉じ他を轉ず、脚下に光明を放て進歩退歩」と仰せられてある、然れば吾々御互は能々此の御教諭の慈旨を服膺し、急

ぎて懺悔受戒發願行持の信條を實踐し、且つ念々に之を繼續して佛心を證し佛行を修め、以て國家の大恩に報答し佛祖の鴻德を感謝し奉るやうにせねばならぬ、是れ實に吾人の一大事因縁である、

明治四十三年二月二日印刷  
明治四十三年二月十五日發行

編輯者兼  
行轉者兼

東京市芝區芝公園第七號地二番  
曹洞宗務院

右代表者

赤澤亮義

印刷者

東京市京橋區西紺屋町廿六七番地  
太田音次郎

印刷所

東京市京橋區西紺屋町廿六七番地  
株式會社 秀英會

發行所

東京市芝區芝公園第七號地二番

曹洞宗務院



C-16



Faint, illegible text or markings arranged in a grid-like pattern on the right side of the page.

1

庚戌教諭講話

国立国会図書館

019432-000-8

特47-947

庚戌教諭講話

曹洞宗務院

M43.2

ABG-0141



特  
9

